

# 福井県養親希望者手数料負担軽減事業 ＜交付申請マニュアル＞

## 1 事業の概要

- この事業は、県内に居住する養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に定める許可を受けた機関）以下「あっせん機関」という。）に対して支払った手数料について、福井県が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部または一部を補助するものです。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

## 2 補助の内容・要件

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事からあっせん業を行うことについて許可を受けた日以降に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 本事業は令和3年4月1日に開始した事業であるため、令和3年4月1日以降に縁組成立前養育を開始し、申請年度中にあっせん機関に手数料の支払いを行った場合を補助対象とします。
- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり40万円を上限とし補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、福井県内に居住していることが必要です。（交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で県内に居住していることが必要です。）

### 3 交付申請の手続き

#### 【必要書類】

	必要書類	備考
1	養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）	・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
2	所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙1）	
3	養親希望者手数料負担軽減時事業手数料支払い証明書（別紙2）	・あっせん事業者が記入する書類です。あっせん機関が証明したもの（原本）を、福井県にご提出ください。 ・本人控えとしてコピーをとってください。
4	住民票（謄本）の写し	・福井県内に居住していること、世帯主との続柄を確認するための書類です。 ・申請日から3か月以内に発行されたものに限りです。 ・マイナンバーの記載は不要です。
5	あっせん機関が発行した領収書のコピー （※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合）	・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で保管してください。 ・交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告の際にご提出いただきます。
6	納税状況の確認に関する同意書	・県税に滞納がないことを確認するため、県税事務所が子ども家庭課へ申請者の納税状況に関する情報を提供することについての同意書です。
7	債権債務者登録申請書	・補助金を口座振込により行うため、口座を登録するために必要な書類です。

#### 【申請書提出先】

- 申請は下記枠内の住所・宛先へお願いします。
  
- 郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明される郵便をお勧めします。

住 所：〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 宛 先：福井県健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉グループ 問合せ：電話 0776-20-0343 / Fax 0776-20-0640
--

### 【補助金支払いまでの流れ】

- ① 申請書類を福井県健康福祉部 児童家庭課（以下「県」という。）へ提出。
- ② 県は、交付申請の内容を審査して適当であれば、申請者へ交付決定の通知を送ります。
- ③ 交付決定通知を受けた方は、指定された期日までに、県へ実績報告書兼請求書を提出。
- ④ 県は、報告書の審査結果が適正の場合、補助金を支払います。

### 【留意点】

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）
- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をした場合等は郵便局へ転送届を行うとともに、実績報告書提出時に転居後の住民票を添付してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために県の担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。